○国土交通省令第六十六号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）及び通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百二十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、旅行業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

旅行業法施行規則等の一部を改正する省令

（旅行業法施行規則の一部改正）

第一条　旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	
第一章　総則（第一条）	（新設）
第二章　旅行業等	
第一節　旅行業及び旅行業者代理業（第一条の二―第四十一条）	
第二節　旅行サービス手配業（第四十二条―第五十六条）	（新設）
第三章　旅行業協会（第五十七条―第六十三条）	
第四章　雑則（第六十四条―第七十六条）	（新設）
第一章　総則	（新設）
（法第二条第六項の国土交通省令で定める行為）	（新規登録及び更新登録の申請手続）
第一条　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第二条第六項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第一条**　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第三条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録（以下「新規登録」という。）又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録（更新登録）申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の二月前までに提出するものとする。
一　旅行者に対する本邦内における運送等関連サービス（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する通訳案内（報酬を得ずに行うもの並びに同項に規定する全国通訳案内士及び同条第二項に規定する地域通訳案内士が行うものを除く。）及び輸出物品販売場（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。）における物品の譲渡を除く。）の提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為	一～三　（略）
二　旅行者に対する本邦外における運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為	
第二章　旅行業等	
第一節　旅行業及び旅行業者代理業	
（新規登録及び更新登録の申請手続）	
第一条の二　法第三条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録（以下この節において「新規登録」という。）又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録（更新登録）申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の二月前までに提出するものとする。	
一～三　（略）	